

香川労働局発表

令和7年7月1日

公開頭撮り可

担

香川労働局労働基準部賃金室

賃金室長 西田 文明

賃金指導官 三津 直史

【電話】087-811-8919

当

HP) <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

報道関係者各位

第1回 香川地方最低賃金審議会の開催について

標記について、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

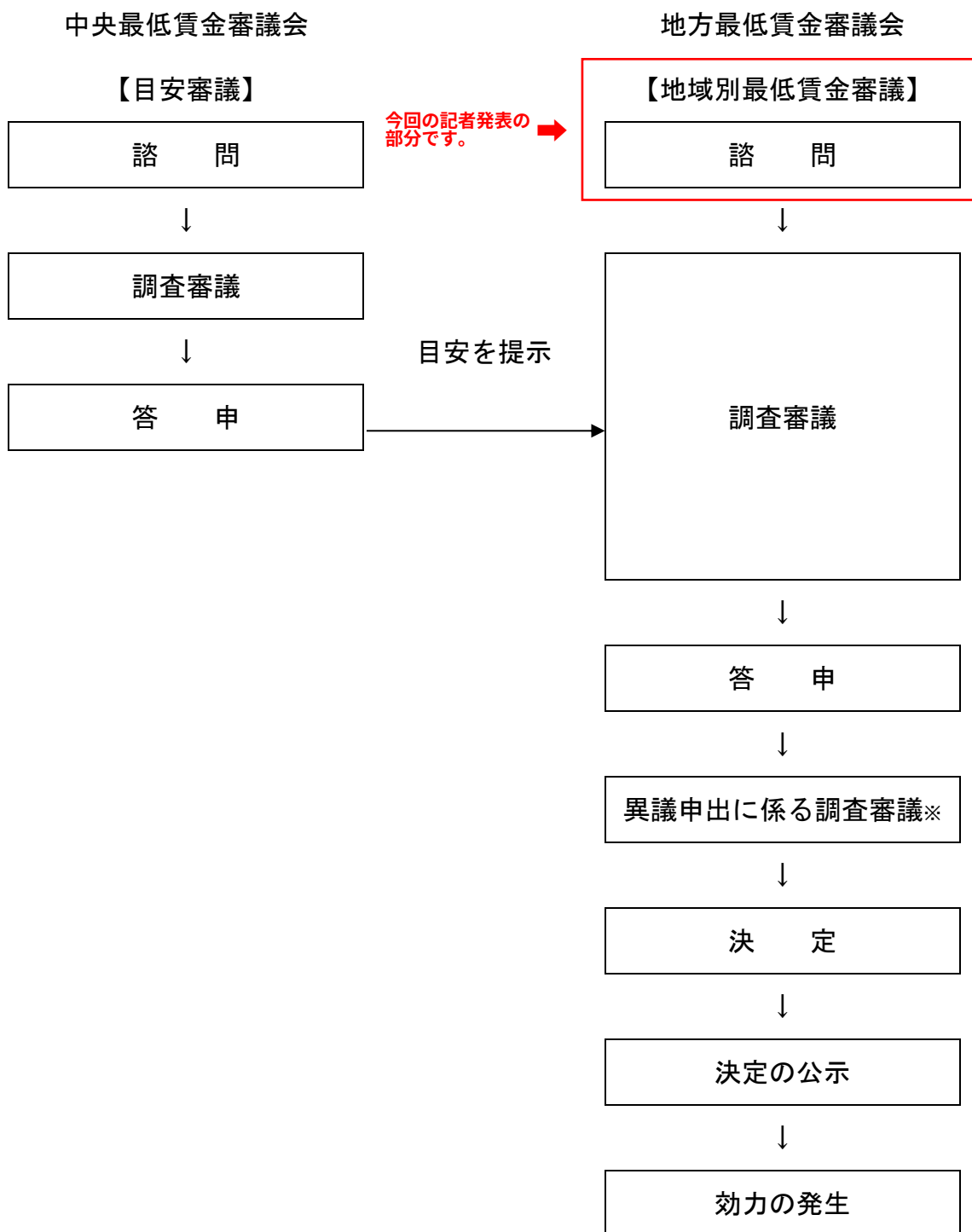
記

- 1 開催日時 : 令和7年7月15日(火) 午後3時45分～
 - 2 場 所 : アイホール
(高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館低層棟2階)
 - 3 議 題
 - (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 香川県最低賃金の改正諮問について
 - (3) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について
 - (4) 令和7年度最低賃金の審議の進め方等の承認について
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
 - (6) その他
 - 4 傍 聴 者 : 原則5名(ただし、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとしております)
 - 5 傍聴申込要領
 - (1) 希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス及び所属を明記の上、電子メールにて下記までお申し込みください。また、写真撮影やビデオカメラ等を使用する場合は併せてその旨もお知らせください。事前申込みの方に限り頭撮りのみ写真撮影等ができます。
- お申し込み締切日は、令和7年7月9日(水)(必着)です。
香川労働局労働基準部賃金室宛先 : chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp
- (2) 会場の都合上、人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴の可否については電子メールでご連絡いたします。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただきますので、当日は顔写真付き身分証明書をお持ちください。代理の方は傍聴できません。
- 6 その他
 - (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は切るかマナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・ICレコーダー等機器の使用は御遠慮ください。
(予め申し込まれた場合は会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影等を行うことができます。)
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。
- 5 審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

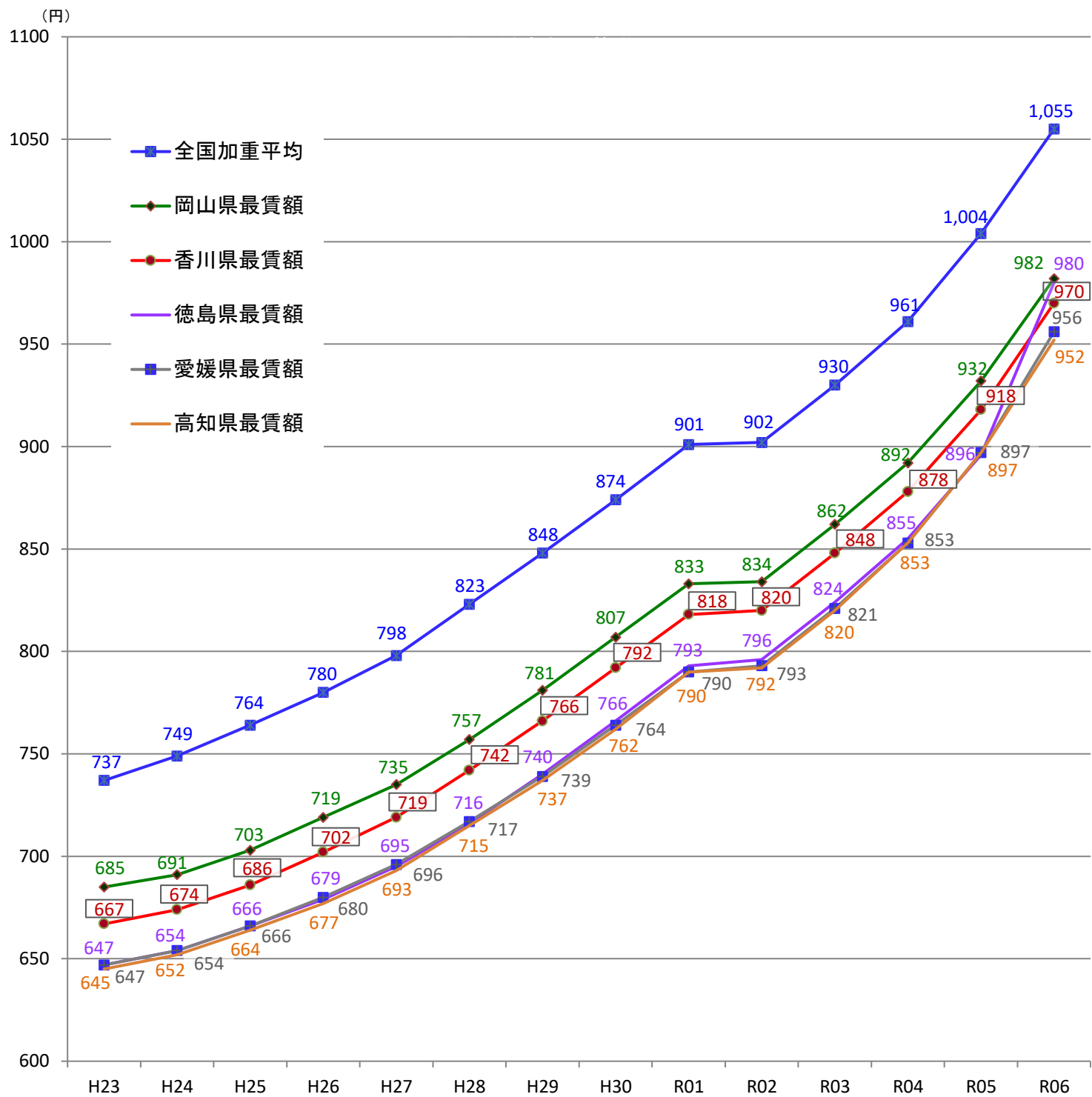
地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

香川県最低賃金の推移

現在の香川県最低賃金は時間額970円であり、全国加重平均より85円低い。
令和5年度に目安制度の見直しが行われ、A～Cの3ランク制となり、香川県に適用される目安ランクは、Bランクとなった。
令和6年度はBランクの目安額（50円）＋2円の52円引き上げ、10月2日に発効した。
引き上げ額52円は、時間額単独方式となった平成14年度以降で最高額である。



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
最賃額(円)	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878	918	970
目安上積額	2	3	2	2	1	1	0	1	0	2	0	0	0	2
目安額(円)	1	4	10	14	16	22	24	25	26	0	28	30	40	50
引上額(円)	3	7	12	16	17	23	24	26	26	2	28	30	40	52
引上率(%)	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.2	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54	4.56	5.66
発効日	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
岡山県最賃額	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834	862	892	932	982
徳島県最賃額	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796	824	855	896	980
愛媛県最賃額	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821	853	897	956
高知県最賃額	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792	820	853	897	952
全国加重平均	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055

※ 令和2年度は、目安額が示されなかったため、目安額の欄には「0円」と表記している。